

第 51 回上越市幼年野球大会開催要項

- 1 主 催 一般財団法人上越市スポーツ協会
- 2 後 援 上越市 上越市教育委員会
- 3 協 力 上越学童野球連盟
- 4 協 賛 ナガセケンコー(株) 大原スポーツ みどりや運動具店
- 5 主 管 上越市幼年野球大会実行委員会

- 6 開催日時 令和 8 年 9 月 19 日(土)、20 日(日)、21 日(月・祝)【予備日 22 日、23 日】
(上記においても勝敗が決しないときは、主催者の判断による。)
- 7 会 場 少年野球場 A 面・B 面 清里スポーツ公園グラウンド A 面・B 面
- 8 参加料 1 チーム 参加料 6,000 円、スポンサー料 3,000 円
- 9 チーム編成 (1) 小学生を対象とし、「小学校区単位」で編成されたチームとする。ただし、チーム編成が困難な場合は、他校区からの参加を認める。
(2) 上越学童野球連盟に登録している全チームの参加を認める。
(3) 糸魚川少年野球連盟に登録している全チームの参加を認める。
(4) 上越市スポーツ少年団に登録しているチームについては、登録された選手による編成を認める。
(5) 既存の活動チームについては参加を認める。
(6) 各チームの登録は、代表者 1 人・監督 1 人・コーチ 2 人・選手 10 人以上 25 人以内とする(マネージャー 2 人・スコアラー 1 人の当日のベンチ入りは可能。また、代表者・監督・マネージャー・スコアラーには、いずれも成人を充てること)。
- 10 競技方法 (1) トーナメント戦とし、3 位決定戦は行わない。
(2) 給水タイムを導入する。5 回戦は 3 回終了時、6 回戦は 2 回、4 回終了時及びタイムブレーク前に 5 分間の給水タイムを設ける(試合時間には含めない)。
(3) 守備時間が概ね 20 分経過した場合、球場責任者の判断により 5 分間の給水タイムを設ける(試合時間には含めない)。
(4) 負傷・手当てに要した時間は、試合時間から除外する。
(5) DH 制を導入する(利用の可否はチームの判断とする)。指名打者ルール(DH 制)については、公認野球規則 5.11(a)(別添資料のとおり)とする。(大谷ルールは適用しない。)
- 11 競技規定 (1) 「2026 年度公認野球規則」による。また、「全日本野球連盟競技者必携・少年野球に関する事項」を適用するほかに、別に定める「上越市幼年野球大会内規」による。
(2) 使用球は、「ケンコー J 号ボール」とし、主催者で用意する。
- 12 申し込み 参加申込書に必要事項を記入し、令和 8 年 8 月 17 日(月)までに下記大会事務局に直接提出するか、郵送または E-メール(taikyo@joetsu.ne.jp)で申し込むこと。
※参加申込書に記載された個人情報は、大会に関する業務以外には使用しません。

- 13 表 彰 (1) 優勝チームに、賞状・メダル（選手全員）・優勝旗・トロフィー（持ち回り）を贈る。
 (2) 2位のチームに、賞状・メダル（選手全員）・トロフィー（持ち回り）を贈る。
 (3) 3位のチームに、賞状・メダル（選手全員）・トロフィー（持ち回り）を贈る。
 ※3位の表彰については、準決勝終了後に行いますので、該当チームはすぐに解散しないようお願いします。
- 14 開 会 式 開会式は実施しない。
- 15 抽 選 会 令和8年9月9日(水) 午後7:00から上越市総合体育館ミーティングルームにおいて行う。
 ※代表者会議も兼ねますので、チームの代表者は必ず出席してください。代表者の都合がつかない場合は、代理の方が出席してください。また、このときに参加料、スポンサー料をいただきます。
 ◎参加チーム編成で同一地域（またはチーム）から複数チームの参加がある場合、抽選は、複数チームの申込みのあったチームから先に行い、その後、申込順に抽選します。
- 16 開催の有無 (1) 荒天、地震、風水害等により、大会が中止となる場合があります。
 (2) 不測の事態に陥った場合、主催者の上越市スポーツ協会、上越市幼年野球大会実行委員会が中止と判断する場合があります。
 (3) 上記により、大会が急きょ中止となる場合は、上越市スポーツ協会ホームページに掲載するとともに、大会事務局から代表者に連絡します。
 (4) 大会が中止となった場合の参加料・スポンサー料の返金はありません。
- 17 受 付 本年度は開会式を開催しないことから、大会期間中のチーム受付は自チームの試合会場において、試合開始時間の30分前までに、各会場の本部席で行ってください。その時に、プログラム5冊、オーダー表1冊を受け取ってください。
 ※大会運営円滑化のため30分前集合をお願いします。
 ※当初予定していた試合開始時間を早めて開始することはありません。ただし、両チームが承諾すれば、この限りではありません。
- 18 そ の 他 (1) 感染症対策については、各チームで対応してください。
 (2) 熱中症対策として、暑さ指数(WBGT)31℃以上となった場合など、大会事務局の判断により試合を中断する場合があります。
 (3) 傷害保険は、各参加チームで必ず加入してください。
 (4) 代表者会議以降の選手の変更・追加は認めませんので、申込み時に特に注意してください（代表者会議を変更・追加の締切日とします）。
 (5) 大会当日の選手以外の方の入場・観戦は自由です。
 (6) 雨天などで大会開催が危ぶまれる場合は、下記事務局へ問い合わせてください。（大会が急きょ中止となった場合を除き、主催者からは連絡しません）。

【大会事務局：池田（TEL:090-2565-7013）】

【申込み・問合せ先】上越市幼年野球大会実行委員会
 〒943-0805 上越市木田 1-17-33 上越市総合体育館内
 一般財団法人上越市スポーツ協会
 TEL:025-525-4119/FAX:025-525-4169
 URL: <http://www.joetsu-taikyo.jp/>
 担当：池田（E-mail: taikyo@joetsu.ne.jp）



ここから、参加申込書のページにいきます。ご利用ください。

DH制（指名打者ルール）について

公認野球規則 5.11（a）指名打者

- ① チームは、投手に代わって打つ打者（指名打者）を指名することができる。
- ② 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して少なくとも一度は打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ③ チームは必ずしも指名打者を指名しなくてもよいが、試合前に指名しなかったときは、その試合で指名打者を使うことはできない。
- ④ 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。その代打者は以後指名打者となる。退いた指名打者は再び試合に出場できない。
- ⑤ 指名打者が守備についてもよいが、自分の番のところで打撃を続けなければならない。投手は退いた守備者の打撃順を受け継ぐ。ただし、2人以上の交代が行われたときは、監督が打撃順を指名しなければならない。
- ⑥ 指名打者に代えて代走者を使ってもよい。その代走者は以後指名打者となる。指名打者が代走者となることはできない。ただし、臨時代走者になることはできる。
- ⑦ 指名打者は、打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって打撃の順番を変えることはできない。
- ⑧ 指名打者の役割が消滅する場合は、次のとおりである。
 - ・投手が他の守備位置についた場合
 - ・代打者または代走者が試合に出場し、そのまま投手となった場合
 - ・投手が指名打者の代打者または代走者になった場合
 - ・打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者が特定されておらず、試合開始前にその誤りが球審に指摘され、投手が打撃順に入った場合は投手が置きかわったプレーヤーは交代したとみなされ試合から除き、それ以後指名打者の役割は消滅する。
 - ・指名打者が守備位置についた場合
 - ・他の守備位置についていたプレーヤーが投手になった場合